

守山市学校給食調理業務 公募型プロポーザル方式実施要項および募集要項

1 対象事業の目的

衛生管理に配慮した安全・安心でおいしい学校給食を、児童に安定的に供給することを目的とする。

2 業務名・業務内訳

業務名は次のとおりとする。業務毎に審査を行い、個別の契約とする。複数の希望は妨げない。

- ・業務A 「守山市学校給食調理業務（立入が丘小学校、玉津小学校、速野小学校）」
- ・業務B 「守山市学校給食調理業務（守山中学校）」
- ・業務C 「守山市学校給食調理業務（守山北中学校、明富中学校）」

3 業務場所

- ・業務A 守山市立入町地先 立入が丘小学校
守山市赤野井町地先 玉津小学校
守山市木浜町地先 速野小学校
- ・業務B 守山市石田町地先 守山中学校
- ・業務C 守山市荒見町地先 守山北中学校
守山市水保町地先 明富中学校

4 業務内容

別紙仕様書のとおり

5 見積上限価格（委託期間総額）

業務A 「守山市学校給食調理業務（立入が丘小学校、玉津小学校、速野小学校）」

492,140,000円（税込）

業務B 「守山市学校給食調理業務（守山中学校）」

206,800,000円（税込）

業務C 「守山市学校給食調理業務（守山北中学校、明富中学校）」

298,320,000円（税込）

6 履行期間

業務 A	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
業務 B・C	令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 採用方式

学校給食調理業務は、創造力、技術力、経験等が必要な業務であり、業者の理念や実績などを総合的に評価するため「公募型プロポーザル方式」による業者選定とする。

8 参加資格条件

令和 3 年度役務委託等業務業者登録名簿に登録され、「給食サービス」の給食調理を希望する者のうち、次の 3 条件を満たす者。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降に学校給食調理業務として 1 施設 1 日 1,000 食以上の調理実績があること。
- (2) 2 時間以内に業務場所の給食施設へ到着できる地域内に、総括責任者が勤務する営業所等を有すること。
- (3) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとする。

- ア 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
- イ 営業を開始してから公告日の前日までに事業年度（12 か月）以上経過していない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

9 選定条件

原則、参加申込みのあった者で上記 8 参加資格条件(1)および(2)の両方を満たし、かつ(3)に該当しない者とする。

10 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- (1) 実施要項および募集要項を公表 令和 3 年 10 月 18 日(月)

- | | |
|--------------------|---------------|
| (2) 質問締切り | 令和3年11月8日(月) |
| (3) 質問回答 | 令和3年11月15日(月) |
| (4) 企画提案書提出期限日 | 令和3年11月25日(木) |
| (5) プレゼンテーション実施 | 令和3年12月14日(火) |
| (6) 審査結果通知発送・結果の公表 | 令和4年1月上旬 |

11 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書の内容

- ・ 企画提案書作成例に基づき、審査項目毎に改頁をして作成するものとする。
- ・ 複数業務を希望する場合、13(6)で示す審査項目のうち、6、7、8については希望業務分を添付する。添付方法は添付例を参照すること。

(例) 添付例 (2業務を希望する場合)

- ・ 鑑(表紙)

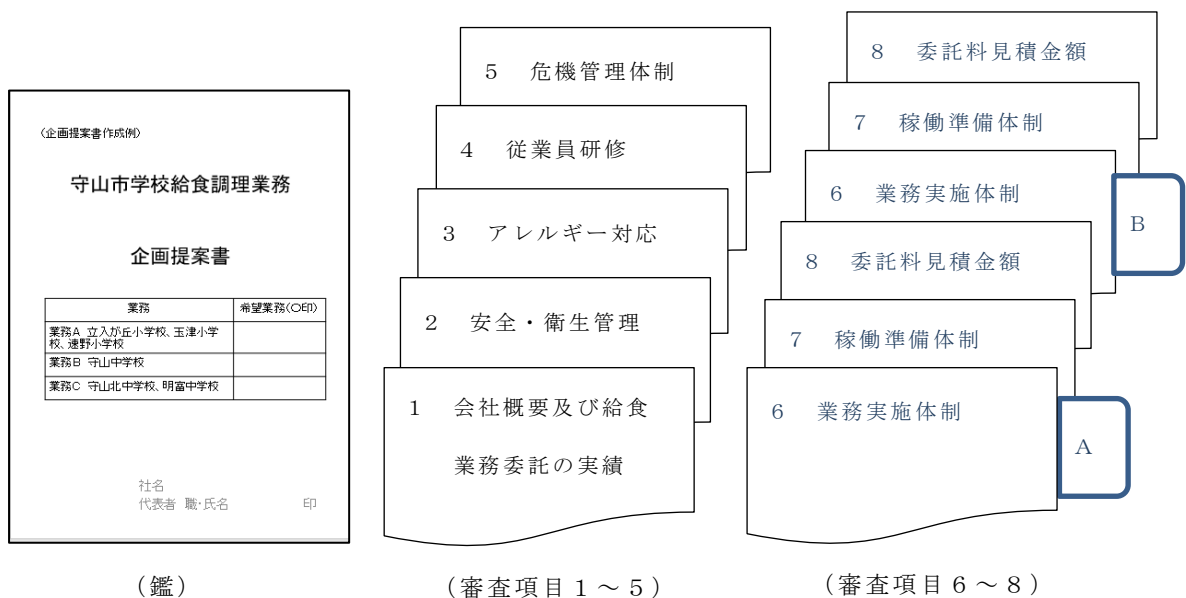
鑑には社名のほか、希望する業務A～Cの欄に丸印を記入する。

- ・ 審査項目1から5まで

1部のみ添付する。

- ・ 審査項目6から8まで

希望する業務分を添付し、インデックスを貼付する。



(2) 部数

企画提案書 10部

(3) 書式

ア 押印が必要な書類については、1部は押印し正とする。副9部については複写を可とする。

イ 企画提案書はA4とし、縦置き・横書き、本文のフォントサイズは11ポイント以上とする。1業務を希望する場合は、本文のみで15頁以内とする。ただし2業務を希望する場合は20頁以内、3業務を希望する場合は25頁以内とする。印刷は両面・片面のどちらでも可とする。（それぞれ鑑は頁枚数に含まない。）

ウ 企画提案書作成例を参考とし、評価項目順に記載すること。また評価項目には全て言及すること。

エ 左上部の1箇所をホチキス止めする。

(4) 提案内容についての注意事項

ア 企画提案書の作成については、本要項のほか仕様書を熟読の上行うこと。

イ 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

ウ 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

エ 前提条件付きの提案をしないこと。

オ 企画提案書に専門用語の記載があれば、用語集を最終頁に添付すること。（企画提案書の頁数としてはカウントしない。）

(5) 提出方法

持参による。（郵送等は不可）

(6) 提出期限

令和3年11月25日(木)午後3時まで

(7) 提出場所

守山市教育委員会事務局保健給食課

(8) その他

- ・提出期限に遅れたものは受付できない。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して質疑のある場合は、別紙質問書にて、令和3年11月8日(月)までに上記11(7)の提出場所宛に提出すること。提出方法は持参、電子メールまたはFAXによるものとする。送付後、必ず電話にて到着の確認をすること。なお、電話および口頭による受付はできない。

質問書の内容およびそれに対する回答は、上記11(7)の提出場所の窓口にて11

月 15 日（月）から掲示する。

13 審査について

(1) 審査員構成

プロポーザル等の審査は、7人の審査員で行う。

守山市教育委員会事務局（部長、次長、課長 3名）

小学校長代表、中学校長代表、小学校栄養教諭代表（2名）

(2) 審査(プレゼンテーション)日時および場所

・日時：令和3年12月14日（火） 午後1時30分から

・場所：守山市役所3階 31会議室

・入室できる提案者は3名以内とする。

(3) プレゼンテーション提案時間

1業務を希望する場合は15分以内、2業務を希望する場合は20分以内、3業務を希望する場合は25分以内とする。

必ず個別審査項目について言及すること。

(4) 質疑応答時間

・5分を目安とする。

(5) プレゼンテーションの実施順等

・プレゼンテーションの順は、企画提案書提出順とする。

・プレゼンテーションの開始時刻は後日連絡する。

(6) 審査項目および配点

審査員は、「プロポーザル審査基準」に基づき各審査項目に対して評価点を付し、その合計を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均が、参加事業者の得点とする。配点と審査項目は次のとおりとする。

(審査項目および配点)

番号	審査項目	審査配点
1	会社概要及び給食業務委託の実績 ①学校給食提供実績 ②過去5年間の火事等の事故・食中毒の発生の有無 ③賠償責任保険の加入状況	10点
2	安全・衛生管理体制 ①衛生管理 ②巡回指導 ③作業服の衛生管理 ④リセットルール	10点
3	アレルギー対応 ①マニュアルの有無 ②実施体制	5点
4	従業員研修 ①研修体制 ②研修計画	5点
5	危機管理体制 ①予防措置 ②発生時の連絡体制 ③危機発生時の給食継続体制	10点
6	業務実施体制 ①業務体制 ②人員配置計画 ③学校給食への協力	15点
7	稼働準備体制 ①準備体制 ②スケジュール	5点
8	委託料見積金額	40点
		計 100点

(7) 受託候補者の選定・審査結果通知

審査での合計点で最高得点を挙げた者を契約候補者として選定する。また、上位の者が辞退または失格となったときは、次点の者を繰り上げて契約候補者とする。最高得点の者が複数となった場合は、価格点により順位を決定する。

結果についてはプレゼンテーション審査終了後速やかに書面により通知する。

14 企画提案書の公開等

企画提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし守山市は、採択した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された企画提案書は返却しない。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）の規定に基づき、提案書類を公開することがある。

15 提案に係る費用の負担に関する事項

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市教育委員会事務局保健給食課 担当：竹村・松井

電話 077-582-1143 FAX 077-582-9441

E-mail:hokenkyusyoku@city.moriyama.lg.jp